

令和 2 年 度

財政援助団体等監査(フォローアップ)報告書

逗子市監査委員

財政援助団体等監査(フォローアップ)報告

1 この監査の目的

地方自治法第199条第7項及び逗子市監査基準に基づき、市が行っている財政的援助について、援助を受けている団体の出納その他の事務の執行に対し、当該財政的援助の目的に沿って行われているか監査することを目的とした。

2 監査の対象

下記団体及び所管課に令和元年度に実施した財政援助団体等監査の結果指摘した事項のフォローアップ

公益財団法人逗子市体育協会 市民協働部 文化スポーツ課

3 監査の着眼点

監査の目的に即して、前回の指摘事項が改善されているかを監査した。

4 監査期間

令和2年6月4日(木)から令和2年7月3日(金)まで

5 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅
同 加 藤 秀 子

6 監査の結果

公益財団法人逗子市体育協会は、逗子市池子1-11-1、逗子市立体育館内に事務所を置き、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与するため、スポーツ振興事業などを実施している。

逗子市体育協会への補助金は、スポーツ推進事業補助金として、各種スポーツ教室、地域スポーツ活動推進事業及び法人維持管理費について、令和元年度は21,947,000円交付した。

当該補助金については、交付目的に沿って事業は実施されており、補助金に係る出納その他の事務執行について、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部の事務において、引き続き改善を要する事項が見受けられた。

これらについては、今後必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 逗子市体育協会に対する意見・要望事項

公金である補助金を受けた事業についての報告に係る提出書類に、誤りがあるてはならないことであり、今後も適正な事務執行に努められたい。

各種スポーツ教室等において、実施団体からの事業報告書及び事業費精算書の未提出が見受けられた件について、全ての団体から必要書類が提出されていることが通常であり、各団体への指導を徹底されたい。

(2) 所管課である市民協働部 文化スポーツ課に対する意見・要望事項

補助対象の支出の根拠となる給与規程等の内部規定については、その内容を全て把握し、不備があった場合は、速やかに見直しについて指導されたい。

監督所管として、これまで以上に指導管理に努めていただき、協会が市民のための健全な団体であり続けることに尽力いただきたい。

【令和元年度監査での指摘事項及び改善状況】

(1) 逗子市体育協会に対する指摘事項及び改善状況

| 令和元年度監査での指摘事項 | 改善状況 |
|--|---------------------------------|
| <p>ア 事業実績報告書について</p> <p>会計年度が終了した日から 30 日以内に事業実績報告書に収支決算書又は収支報告書を添付して提出しなければならないことを理由として、決算額の一部が予測値金額の状態で事業報告を提出していた。</p> <p>また、予測値を含む事業実績報告書等の数値の根拠が十分でないものがあつた。</p> <p>今後は、事業実績報告書等の数値の根拠について相互検証をしながら十分に検討された結果をもって市に提出されたい。</p> <p>また、やむを得ず予測値となる場合には、決算額確定後に数値等に変動ある場合、再度速やかに確定金額で事業実績報告書を提出されたい。</p> | 改善された。 |
| <p>イ スポーツ教室等実施後の実績報告及び収支決算報告書について</p> <p>一部のスポーツ教室等において、実施団体からの事業報告書及び事業費精算書の未提出が見受けられた。補助金が適切に使用されているかを確認する義務があるため、事業報告書及び事業費精算書は、各団体から必ず徴求すること。また、領収書等使用実績がわかる資料もあわせて徴求されたい。</p> | ほとんどが改善されたが、まだ一部の団体から未提出の状態である。 |

| | |
|--|---|
| <p>ウ 退職給付引当金について</p> <p>貴法人の会計方針では、退職給付引当金は期末要支給額を計上することとなると思われるが、会計方針から明確に読み解くことができない。</p> <p>よって、会計方針の記載方法について再検討いただくとともに、収支の状況に関わらず、今後は期末要支給額から中小企業退職金共済を除いた自社負担額を退職給付引当金として每期必ず計上されたい。</p> <p>同時に、退職給付引当金と同額の積立金も計上されたい。</p> | <p>一部改善された。</p> <p>(退職給付引当金について、会計上別管理していること等確認。)</p> |
|--|---|

(2) 所管課である文化スポーツ課に対しての指摘事項及び改善状況

| 令和元年度監査での指摘事項 | 改善状況 |
|--|---------------|
| <p>ア</p> <p>補助金に係る提出書類についての確認方法を検討されたい。</p> | <p>改善された。</p> |
| <p>イ</p> <p>補助金の根拠となる要綱・規程に実態と乖離が認められた。逗子市体育協会と文化スポーツ課双方で再検討して実態に合ったものにし、適正な事務処理をされたい。</p> | <p>改善された。</p> |
| <p>ウ</p> <p>補助金対象となっている法人維持管理費に含まれる交際費及び租税公課は、補助金で賄うべき性質のものではないと考えられるため、補助となる経費の範囲について再検討されたい。</p> | <p>改善された。</p> |